

第32回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～電気の需要家がスイッチングを
行う際の「取戻し営業」について②～

平成30年7月20日（金）



議論の振り返り

- 需要家が新小売電気事業者（以下「新事業者」という。）に契約申込を行い、新事業者から実際に電気の供給が開始されるまでの1~2ヶ月程度の期間内に、現小売電気事業者（以下「現事業者」という。）による営業行為（「取戻し営業」）が行われるとの指摘がある。この際に、従来よりも、新電力が対抗できないような（大幅に）安い料金プランの提示が現事業者との契約に基づく違約金請求の予告と併せて行われることがあり、需要家は、スイッチングを撤回することが多いとのことである。
- 本日は、今後の具体的なルールのあり方について、ご議論頂きたい。

(参考1) 今後の対応に向けた論点(1/2)

第27回制度設計専門会合事務局資料から抜粋(一部変更)

	論点	詳細	今回の議論該当部
論点 1	現事業者の廃止取次情報の利用方法	<p>現行のスイッチング支援システムにおいては、スイッチング開始後、直ちに廃止取次情報が、廃止にかかる需要者の本人確認を行う目的で、現事業者へ通知される。このため、結果として、現事業者による「取戻し営業」が可能となっている。</p> <p>スイッチング支援システムの利用の有無を問わず、このような廃止取次情報を直接または間接に利用した営業行為は、本人確認という本来の制度趣旨と照らしどのように考えるか。</p>	1. 前提： 現行のスイッチングプロセス(概要)
論点 1'	スイッチング支援システム上の廃止取次手続の必要性	<p>そもそも、需要者の本人確認のために、スイッチング開始後直ちに廃止取次ぎを行う必要はどの程度存在するか、スイッチング完了前後に現事業者へ通知すれば足りるのか、改めて、検証していく必要があるか。</p> <p>なお、「本人確認」(なりすまし営業の防止を含む)のために、契約番号及び供給地点特定番号がスイッチングに当たって必要とされたという経緯がある。</p>	

(参考1) 今後の対応に向けた論点(2/2)

論点	論点	詳細	今回の議論該当部
論点2	取戻し営業の禁止の是非	<p>・需要者の「スイッチングする」との意思を尊重し円滑なスイッチングを実現するため、スイッチング期間における「取戻し営業」を禁止することについて、どのように考えるか。</p> <p>・この場合、</p> <p>①現事業者との契約上、違約金等が発生する場合があること、その旨を需要者は十分に理解せずにスイッチングの意思決定を行った可能性もあることを踏まえ、現事業者が、解約の意向を承知した違約金の予告等を行うことは認めるべきか。</p> <p>②スイッチングの意思決定を行った需要者本人からの求めがある場合には、対抗提案を認めるべきではないか、についても検討する必要がある。</p> <p>・なお、現事業者及び新事業者以外の小売電気事業者にとっては、ある需要者がスイッチングプロセスにあるか否かは不明であることから、いずれにせよ、当該禁止の対象とはならないと考えられる。</p>	<p>1. 前提： 現行のスイッチングプロセス(概要)</p> <p>2. スwitchングプロセスの長期化について</p>
論点3	取戻し営業時の安値提示の是非	<p>「取戻し営業」のうち、以前の料金より安価な特別な料金を当該需要者のみに提供し、スイッチングを阻止したり、戻り需要を獲得する行為に限って禁止することをどのように考えるか。このような行為を大規模な事業者が行う場合には、競争に与える影響も大きいと考えられる。</p>	<p>3. 廉売行為に関する対応の方向性</p>
論点4	規制の対象事業者	<p>上記論点2ないし3のルール整備を行う場合には、その対象は、全ての小売電気事業者とすることが妥当か。競争への影響に着目して、市場支配的事業者その他の大規模事業者に限定する必要があるか。</p>	

1. 前提：現行のスイッチングプロセス（概要）

1.1 電気のスイッチングプロセスについて

- 現在、低圧および高圧500kW未満の需要家を対象として、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)が運営するスイッチング支援システム(以下「SWシステム」という。)が設けられている。SWシステムを利用した場合には、需要家が現事業者に対して問い合わせ等の必要は無く、ワンストップで現事業者との間で廃止取次が可能となる。(参考) 携帯電話については、円滑なMNP(Mobile Number Portability)を可能とし、強引な「引き止め営業」を防止するために、(電話や事業者の店舗への来訪は不要で) 手続きがWEB上で完結する仕組みの導入が検討されている。
- なお、各一般送配電事業者は、それぞれ2023~2024年度末までにスマートメーターを設置完了することとしているが、スマートメーターが未設置であったり、デジタルメーターが設置されていても通信端末が付設されていない顧客については、スイッチング時点で、その設置を行う運用を行っている。なお、新電力事業者は、時間ごとの電力量を把握しなければ、計画値同時同量を達成困難であるため、スイッチング完了前までにデジタルメーター及び通信端末の双方が設置される運用となっている。

※注 本資料でスマートメーターとは、デジタルメーターに通信端末が付設されている(遠隔にて電力量を計量できる)ものを指す。

- このため、新事業者との託送契約の切替申し込みの成立または申込みを受けた時点において、スマートメーターの設置工事の手配が行われることとなり、設置を完了し、実際に、新事業者から電気の供給を受けるまでに、SWシステムの利用の有無を問わず、最大2か月程度を要することとなっている。

需要家とSWシステムの対象範囲の関係

需要家	SWシステム
低圧	対象
高圧500kW未満	
高圧500kW以上	対象外
特別高圧	

(参考2) 各社のスマートメーター設置方針

- 高圧分野では低圧よりも先行して自由化が始まっており、電力メーターはアナログ型からデジタルメーターに既に取替が完了している。また、高圧については、自動検針および同時同量支援を目的として、デジタルメーターに後付けで通信端末を設置し、スマートメーターとする工事を実施している。
- 低圧分野では、デジタルメーターと通信端末をセットで設置工事を実施している。

各社の需要家毎のスマートメーターの導入完了時期

	北海道 電力	東北 電力	東京 電力PG	中部 電力	北陸 電力	関西 電力	中国 電力	四国 電力	九州 電力	沖縄 電力
① 低圧	2023 年度末	2023 年度末	2020 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2023 年度末	2023 年度末	2024 年度末
② 高圧 注1)										

注1) 低圧のスマートメーター導入完了までには高圧の通信端末工事も完了する計画となっている。

1.2 SWシステムを利用したスイッチングプロセス

- SWシステムを利用したスイッチングプロセスにおいては、需要家がスイッチングを申し込んだ時点において、新事業者は、当該顧客を代理して、現事業者に対して、現小売供給契約の解除の申し込み（「廃止取次」）を行う手続きがSWシステム上で実施される。

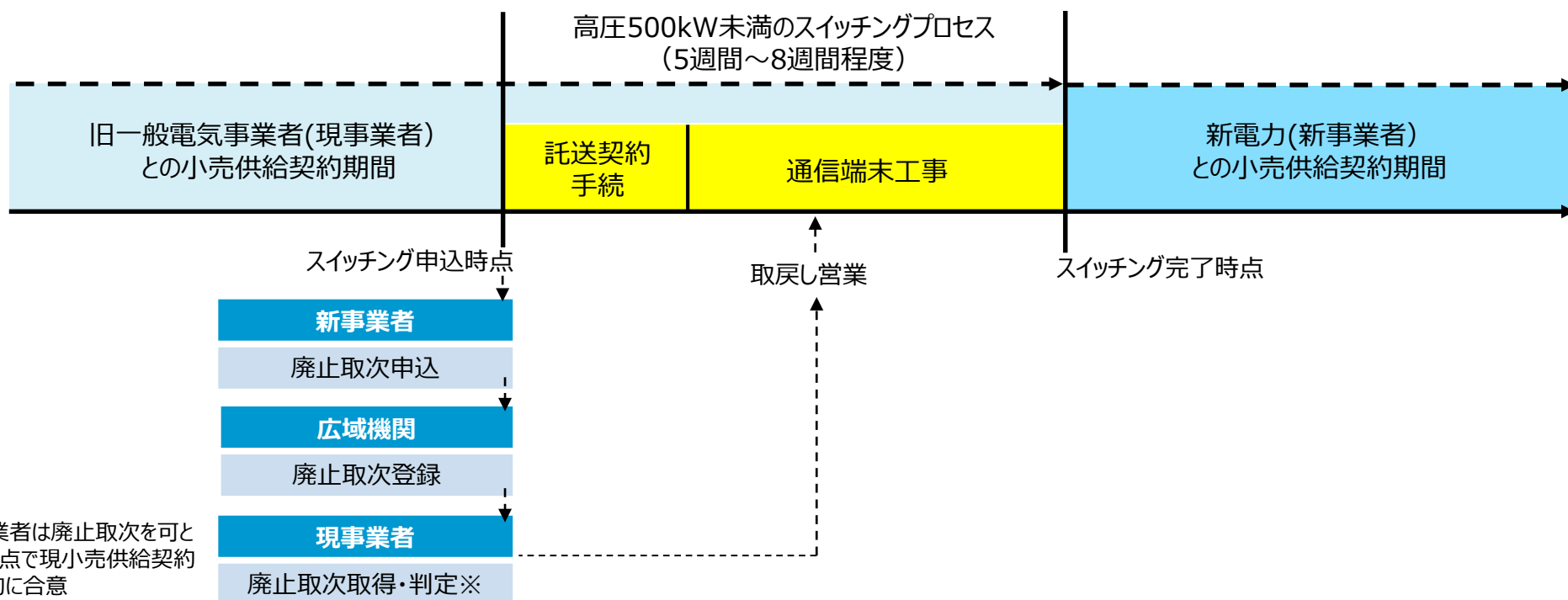
※注 この廃止取次は、例えば、二世帯住宅など同一地点に複数契約が存在する場合などスイッチング対象となる契約を特定し、スイッチングを円滑に進めるために行われている。

- 廃止取次を受けた現事業者（具体的には、本社小売部門）が、その情報を直接、または間接に利用して、「取戻し営業」を行っている場合もあり、中には、不当と思われる価格によるものもあるとの指摘がある※^{1, 2, 3}。

※1 小売電気事業者によっては、廃止取次情報それ自体は一部の社員に限定されて管理されるものの、当該情報が一定期間経過後（例えば、10日後）に、当該事業者の営業システムにおいて営業担当者には広く閲覧可能となるケースも存在する。

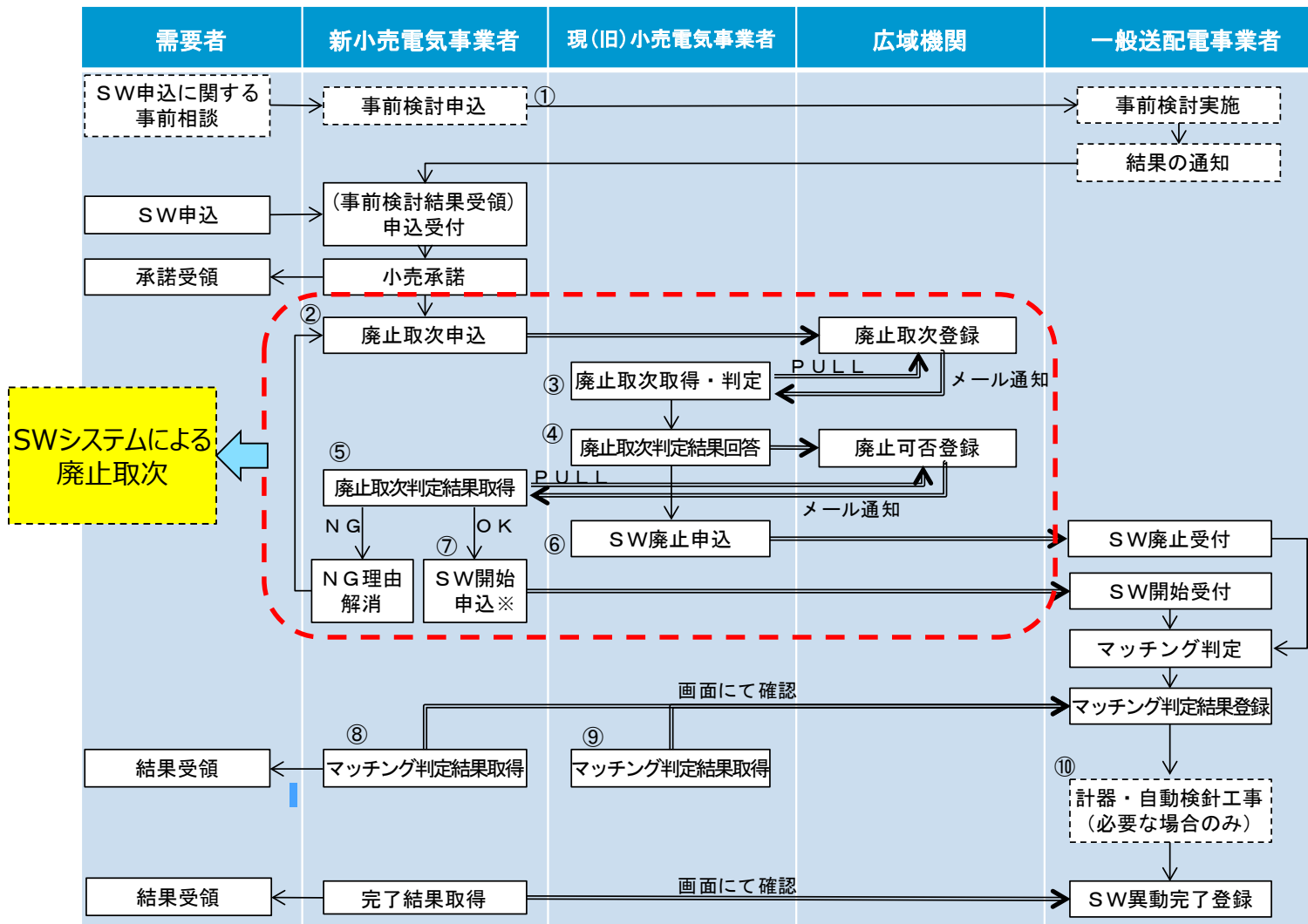
※2 安い料金プランを提供する条件として、違約金で担保された2～3年の契約とされるケースが多いと指摘される。

※3 需要家側からの求めに応じる形で特別料金での提案を行い、結果的に「取戻し営業」となるようなケースも想定されるとの指摘もある。



(参考3) 高圧500kW未満の需要家のスイッチングプロセス

- 高圧500kW未満の需要家のスイッチングプロセスでは、広域機関のSWシステムから現小売電気事業者が当該需要者の廃止取次情報を入手している。



※広域機関の送配電等業務指針においては、新事業者は需要家との小売供給契約を成立させた上で⑦ SW開始申込を行うことを前提としている。

(出所)広域機関スイッチング支援システムマニュアル(高圧編)

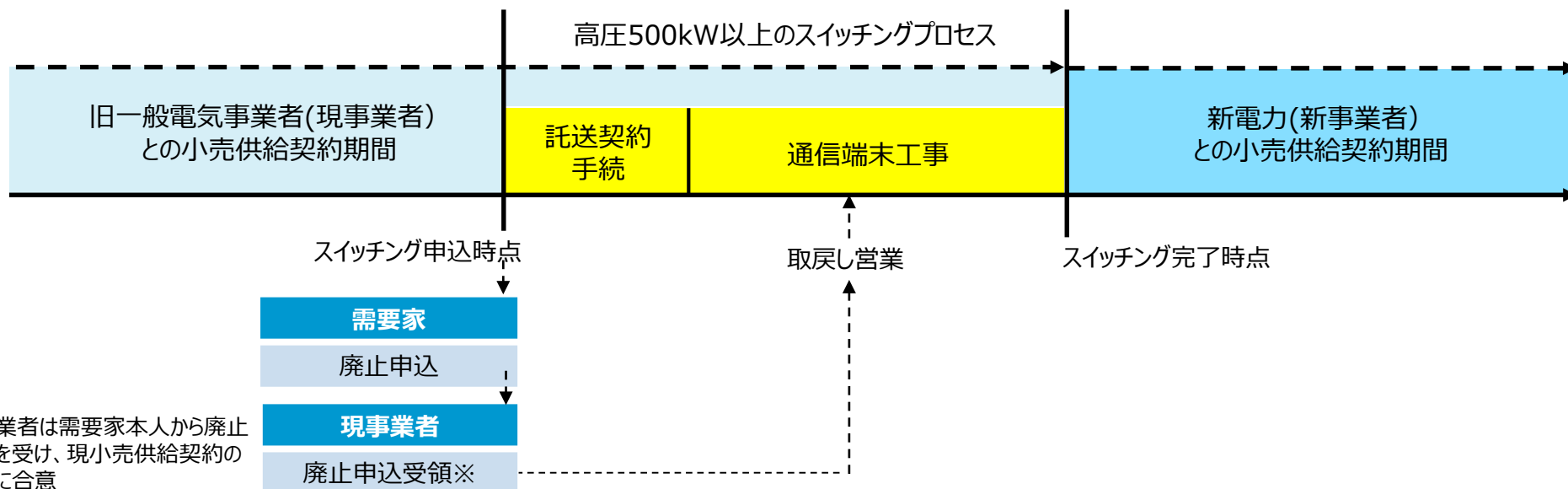
1.3 SWシステムを利用しないスイッチングプロセス

- SWシステムを利用しない場合のスイッチングプロセスは、SWシステムを利用する場合と基本的には同様であるが、現事業者への廃止の意思表示は（新事業者がSWシステムによって廃止取次を行うのではなく）需要家から直接実施される点が大きく異なる。

※注 これは、500kW以上の需要家は典型的には、大規模な商業施設や工場であり、スイッチング手続を含め電気工事に相当の知識を有する電気主任技術者の選任が求められることや契約電力等を協議して設定することなど、SWシステムを利用した大量定型処理が困難であることによるもの。

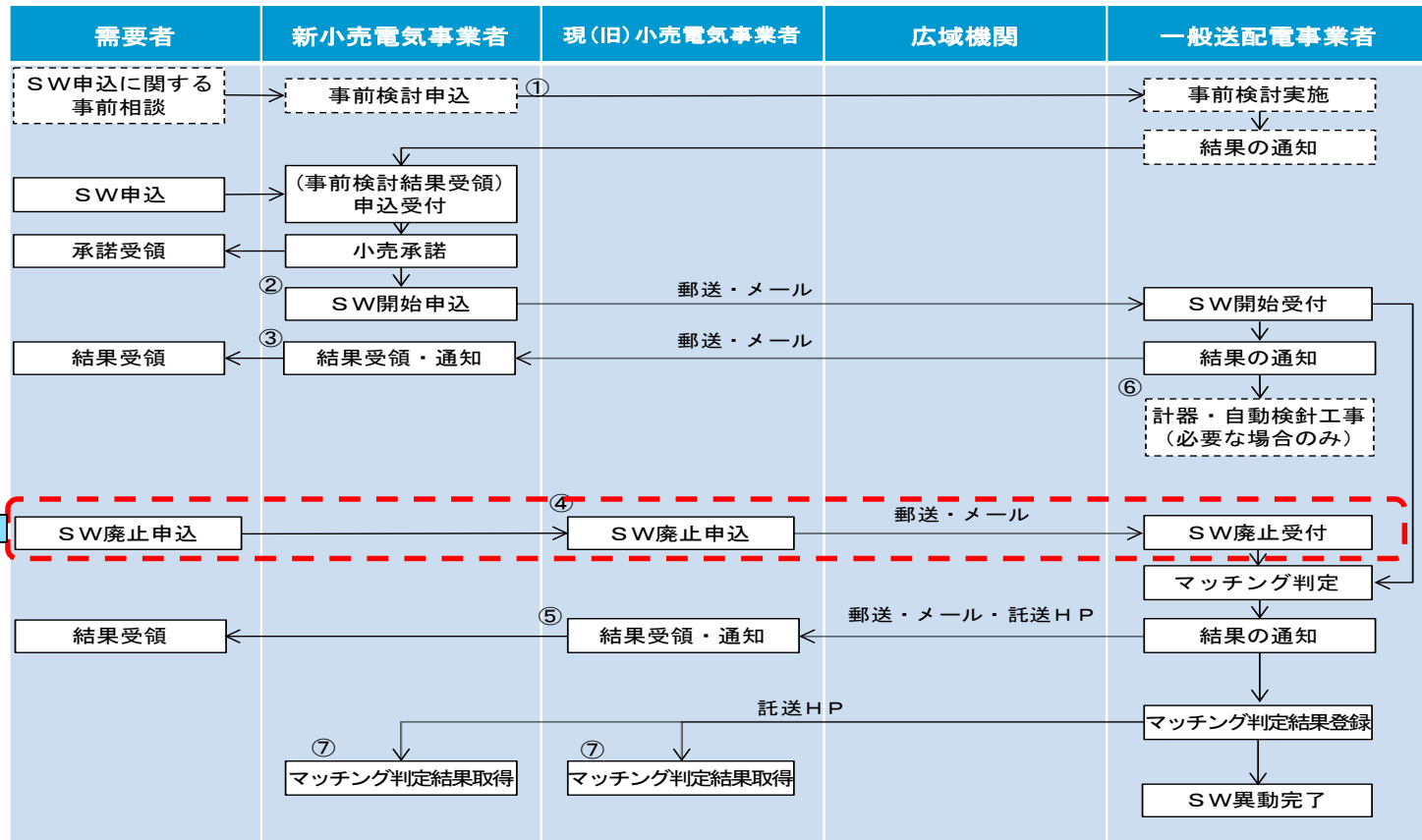
- SWシステムを利用しない場合においても、スマートメーターないし通信端末が付設されていない場合には、スイッチングが完了し実際に新事業者が電気の供給を開始するまでには、最大2か月程度を要することもあり、廃止申し込みを受けた現事業者は、この期間において、取戻し営業を行っている場合もあり、中には不当なものもあるとの指摘がある。

※注 携帯電話のスイッチングプロセスを踏まえ、廃止申込をスイッチング完了後に行うべきとの議論も存在するが、電気事業においては、同時同量を達成するためには、大口顧客の離脱を離脱前に知る必要がある点について、一定の合理性がある可能性がある。



(参考4) 高圧500kW以上の需要家のスイッチングプロセス

- 高圧500kW以上の需要家のスイッチングプロセスでは、高圧500kW未満の需要家が電力広域的運営推進機関のSWシステムを利用しているのに対して、需要家から直接、現小売電気事業者への廃止申込を実施している。



(出所)各一般送配電事業者からのヒアリングに基づき電気事業連合会にて作成

2. スイッチングプロセスの長期化について

2.1 スwitchングプロセスについて(新電力等からの提案)

- 一般論として、switchングの短期化は、需要家がswitchング後の新たなサービスを早期に受けることが可能となるなど需要家の利益の保護の観点から望ましい。加えて、結果として、不当な取戻し営業が行われる機会を減少させるという側面もある。
- この点、通信端末が未設置の需要家が多い現時点では、通信端末工事に時間を要しswitchングが長期化することとなっており、早期にswitchングを望む需要家の利益の観点から、課題であると思われる。加えて、不当な取戻し営業が可能となる要因にもなっているとの指摘があり、新電力等からは、次のような提案がある。

switchング 期間	①	託送契約手続及び通信端末工事期間の短縮化について
	②	旧一般電気事業者から新電力にswitchングする申込期限と、旧一般電気事業者に戻る場合の申込期限の期間差の解消について
	③	switchングプロセス中の通信端末工事を必須とする運用の変更について
switchング 情報	④	switchング情報を営業活動に利用することの規制について

2.2 通信端末工事期間等の短縮

- スwitchングプロセスのうち、託送契約手続については、各エリアの一般送配電事業者による①託送契約の確認、②現小売電気事業者の廃止申込みと新小売電気事業者の開始申込み間の整合性を確認するマッチング処理、③一般送配電事業者の業務システムへの契約情報の登録から構成されている。
- また、通信端末工事については、①当該スイッチング対象の需要家との工事調整(工事に伴う停電日程の調整等)、②資材調達(高圧の需要家の大宗にはデジタルメーターが設置済みであるが、遠隔でデータを取得するために通信端末が設置されていないケースが多いため、その通信端末を調達する)、③設置工事(通信端末を設置する工事) から構成されている。
- 各社を比較した場合、最短で25営業日、最長40営業日とかなりの相違がある。この双方、同様の処理を実施しているにも関わらず、この差が発生することを踏まえ、こうした差が合理的なものであるかについて各社の業務内容を検証し、短期化を図ることが可能か検討していくべきではないか。工事期間の短縮によって、需要家がスイッチング後の新たなサービスを早期に受けることが可能となり、同時に不当な取戻し営業の機会も低減されるのではないかと。

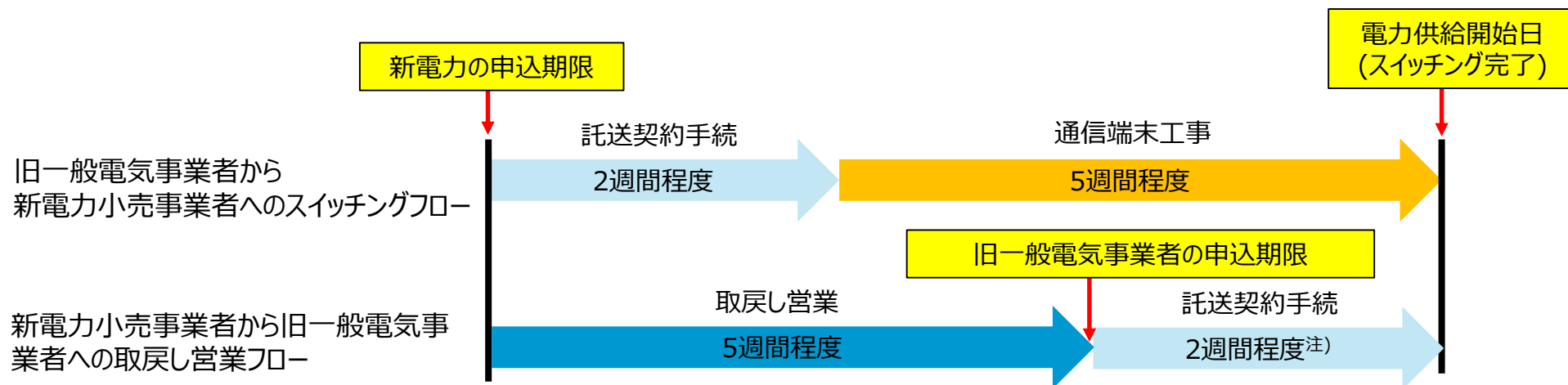
	北海道 電力	東北 電力	東京 電力PG	中部 電力	北陸 電力	関西 電力	中国 電力	四国 電力	九州 電力	沖縄 電力
① 託送契約手続	10~ 15	5~ 7	10	10	10	10	5	14	10	13
② 通信端末工事	25	23~ 25	20	30	25	25	20	21	30	15~ 21
合計	35~ 40	28~ 32	30	40	35	35	25	35	40	28~ 34

※注 電力・ガス取引監視等委員会が各社送配電部門からヒアリング。高圧500KW未満の需要家のスイッチングに関する手続期間の調査であるが、高圧500KW以上の場合でも大差はないと考えられる。

※注 工事の施工時期やメーターの在庫状況等により日数は前後する。ここでは各社の標準的な最大処理期間を示している

2.3 新電力と旧一般電気事業者のスイッチング申込期限の期間差について

- （前述のとおり、旧一般電気事業者から新電力にスイッチングする際には、通信端末が設置されていないことが多い現状では、最大2か月程度を要することとなる一方で、）当該期間において、需要家がスイッチングを中止する（旧一般電気事業者の供給継続）場合は、新たにスイッチング申込する必要性はなく新電力との小売供給契約をキャンセルするのみの処理で完了する。この申込期限の期間差が取戻し営業につながる要因として指摘された。
- この点、現状では、現事業者との小売供給契約において、契約期間内のスイッチングには違約金を要することとなる旨規定されている場合が多く、かつ、その旨を需要家が必ずしも十分に認識せず、スイッチングの申し込みをする場合も多いと考えられることを踏まえれば、需要家の利便性を確保するため、新事業者と一般送配電事業者の託送契約のキャンセルをスイッチング完了日の直前まで可能とするのは適切ではないか。

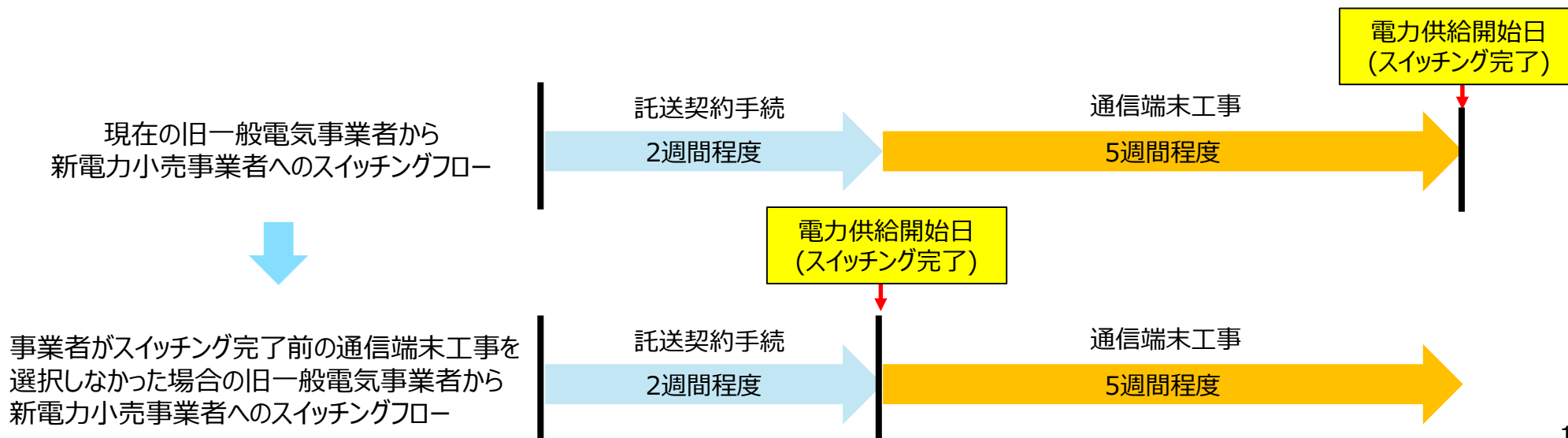


注)実務上は標準処理期間である2週間を要することとされているが、運用上はキャンセル行為のみなので1~2日程度で完了する場合が多い。なお、一般送配電事業者の託送契約のキャンセル処理の取り扱いとして、新電力と旧一般電気事業者の間に差は無い。

2.4 スwitching時の通信端末工事について

- 現状では、switching完了前に通信端末工事を一律に実施する運用とされているが、これを新小売電気事業者の選択にすることについて以下のメリット・デメリットを踏まえ、どのように考えるか。なお、選択を可能とする場合には、switching時に通信端末工事を実施しない需要家に対しても、switching完了以降速やかに通信端末工事を実施する運用としてはどうか。

メリット	<ul style="list-style-type: none">・switchingプロセス期間が短縮され、旧一般電気事業者から新小売電気事業者への切替えが早期化する。結果として、取戻し営業の機会も減少する。・旧一般電気事業者と新電力のswitching期間の申込期限の期間差が解消される。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・各エリアの一般送配電事業者の業務が煩雑になり（例：現地検針対応）、調定業務が遅延する可能性があることについてどのように考えるか。・新小売電気事業者が通信端末を設置しないことを選択した場合、同時同量支援データが提供されないため、対象となる需要家が多数に及ぶ場合には、新小売電気事業者の計画遵守義務の履行がされないおそれやインバランス料金への影響も考えられることについてどのように考えるか。



2.5 スイッチング情報の目的外利用について（現行ルール）

- スイッチング情報を営業活動に利用することについて、現状、電気事業法や同法に基づく各種のガイドラインにおいて特段の規律は存在しない。なお、広域機関の送配電等業務指針では、SWシステムから得られる情報の目的外利用が禁止されており^{注1}、SWシステムの利用の有無に関わらず、現小売事業者との小売供給契約の解約に伴い入手可能な廃止取次情報はその範囲に含まれていないと解釈されている。

※注1 目的外利用とは、SWシステムから得られた情報を小売電気事業とは関係のない別事業で用いることを指す。

例)顧客情報をガス事業の営業に使用する。使用量情報を、ビックデータ分析に使用する。

- なお、小売営業ガイドラインでは、スイッチング情報の目的外利用について規定は設けられていない。

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針【抜粋】

(目的外利用の禁止)

第265条

小売電気事業者及び需要抑制契約者は、スイッチング支援システムを通じて取得した情報について、当該情報を取得した目的以外の用途で利用してはならない。

(参考5) 参考

経済産業省 電力の小売営業に関する指針【抜粋】

5 小売供給契約の解除手続きの適正化の観点から問題となる行為

(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続

i) 本人確認を行わないこと

小売電気事業者が小売供給契約の解除の申出を受けた際には、これが該当小売供給契約の相手方たる需要家からの申出であることを適切な方法（例えば、当該需要家の氏名、住所及び契約番号のすべてを確認する等）により本人確認すべきである。

ii) 解除に速やかに対応しないこと

需要家側から小売供給契約の解除の申出があった場合、小売電気事業者により需要家の意に反した過度な「引き留め営業」や、過度な本人確認を行うことなどによって速やかに対応しない「引き延ばし営業」が行われるおそれがある。小売供給契約の解除の申出を受けた小売電気事業者や取次業者が解除に正当な理由なく速やかに応じないこと（小売電気事業者が、需要家から取次業者との間の小売供給契約の解除の申出を受けた場合において、取次業者に連絡するなどの対応を速やかに取らないことを含む。）は、これにより電気の利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

2.5 スイッチング情報の目的外利用について

- SWシステムを利用する場合における廃止取次情報は、本来、本人確認のために現事業者提供されているものであるとの趣旨を踏まえれば、同情報を取戻し営業などの営業活動に利用することを規制することについて、どのように考えるか。
- 例えば、次のような論点があるのではないか。
 - 廃止取次情報を利用して営業活動を行うことは、現事業者が需要家の「新事業者へスイッチングを行う」という意思決定に介入するという側面がある一方で、競争の現れであるという指摘もある。スイッチングの円滑化や競争政策の観点から望ましくないものと考えることが妥当か。
 - 現事業者は、廃止取次情報を取得し、営業活動に利用できる一方で、他の第三者たる小売事業者はそのような機会がないという意味で、非対称性があるのではないか。
 - SWシステムを利用しない（需要家から現事業者へ廃止申込みが行われる）場合には、当該廃止申込みを受けた現事業者が営業活動を禁止することとしない場合には、SWシステムを利用する場合とのバランスを失うこととならないか。

2.6 スイッチング手続に関連する論点の整理(まとめ)

取戻し営業の解決策		メリット	デメリット
①	通信端末工事の短縮	スイッチングプロセスが短縮され、新電力への供給切替が早期化し、取戻し営業の機会が低減される。	—
②	新電力と旧一般電気事業者の申込期限の期間差の解消	託送契約申込期限を合わせることで、取戻し営業の機会は低減される。	託送契約申込期限を合わせることで、需要家がスイッチングプロセス中に新電力との契約を自由にキャンセルする等の利便性が損なわれるのではないかと。
③	スイッチング時の通信端末工事の運用変更	新電力と旧一般電気事業者との間のスイッチング期間差は解消し、取戻し営業の機会が低減される。	<ul style="list-style-type: none"> ・各エリアの一般送配電事業者の業務が煩雑になるのではないかと。 ・新小売電気事業者が通信端末を設置しないことを選択した場合、同時同量支援データが提供されないため、対象となる需要家が多数に及ぶ場合には、新小売電気者の計画遵守義務の履行がされない虞やインバランス料金への影響もでるのではないかと。
④	スイッチング情報を営業活動に利用することの規制	取戻し営業が行われる機会が減少。	—

3. 廉売行為に関する対応の方向性

3.1 不当な取戻し営業への対応

- 新電力事業者からは、旧一般電気事業者は、一部の地域において、他の事業者へのスイッチングを行う旨の意思決定を行った顧客といった特定の顧客に対してのみ、対価が非常に低い小売供給を提案しており、当該対価は、水力や原子力等の可変費が非常に安い電源を利用しつつ、固定費は限定的に上乗せすることで可能となっているとの指摘がある。

※注 結果として、固定費の負担の程度について、顧客毎に大きなばらつきが生じているのではないかととの指摘もある。

※注 旧一般電気事業者は固定費の回収を行う必要があるため、小売事業において、顧客のスイッチングを防止し、（僅かでも）固定費を回収する経済的インセンティブがあるが、他方で、卸供給によって固定費を回収することも可能であると考えられる。

- 一方で、現時点では、新電力は、常時バックアップの受電はあるものの、ベースロード電源に対するアクセスは限定的であるため、取引所、卸供給、可能な発電所の建設といった可能な手段を尽くしても、調達可能な価格水準（以下「調達可能価格」という。）については、一定の限界がある。
- このため、上記旧一般電気事業者の行動は、現状の電源アクセスの状況を踏まえれば、一般的に、新電力事業者の事業を困難とし※、市場からの退出に至らせる等、将来の競争を減殺し、電気事業の健全な発達に支障を及ぼすおそれがあるといえるのではないかと。

※注 現在の電源アクセスの状況を踏まえれば、一般的に、当該新電力事業者が効率的であったとしても、上記の旧一般電気事業者の価格設定には対抗困難であると考えられる。

- なお、一般論としては、事業者がより安い価格を提示する努力をすることは、自由化の効果として望ましいものであり、安易な価格規制を行うことは、顧客にとっての価格提案を受けられる機会を奪うことになりかねないとの指摘もあるため、新規参入者に対して現実に生じている影響の程度など競争の実情等を考慮する必要がある。

(参考1) 小売供給価格の実態①：取戻し営業及び一般入札・相見積の事例

- 「取戻し営業」前の価格に比べて20～30%以上の割引が高圧の顧客に対して提供される事例があるとの指摘がある。
- なお、このような事例がどの程度一般的に存在するか否か、競争への影響がどの程度生じているかは、さらなる検証の余地がある。

高圧の需要家に対する旧一般電気事業者の提示価格（イメージ）
（取り戻し営業、相見積もりへの提案などのうち特異性があると思われるもの）

契約電力 (kW)	業種	提示価格※ (円/kWh)
約600	食品・レストラン	8.33
約10,000	娯楽施設	6.76
約1,000	商業施設	6.90
約300	老人福祉施設	6.59

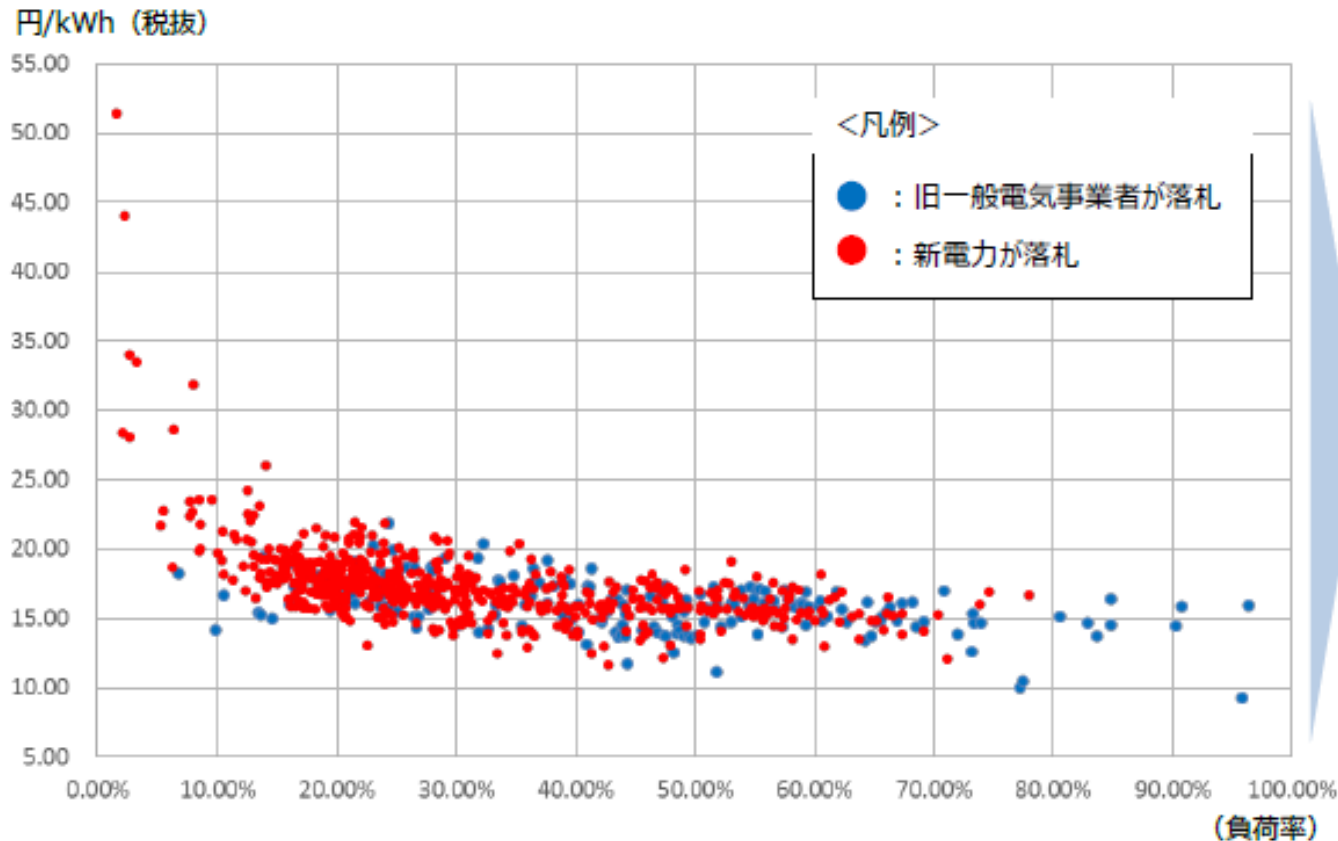
※ 税込・電源単価 = (小売価格 - 託送費) × (1 - 損失率)
ロードカーブや負荷率、契約期間などによって変動する。

出所：事業者からのヒアリングを基に事務局作成

(参考2) 小売供給価格の実態②：公共入札

- 低い負荷率帯では、新電力が旧一般電気事業者との競争の末、落札する傾向がある。
- 一方で、高い負荷率程、旧一般電気事業者が新電力との競争の末、落札する傾向がある。

全国の競争入札の状況（2016年4月からの契約分）



全国の数値を

- (1) 旧一般電気事業者/新電力が応札
→134件
- (2) 旧一般電気事業者のみ応札
→27件
- (3) 新電力のみ応札
→166件

に分類。

※「応札者」が非公開になっている場合は、集計から除く

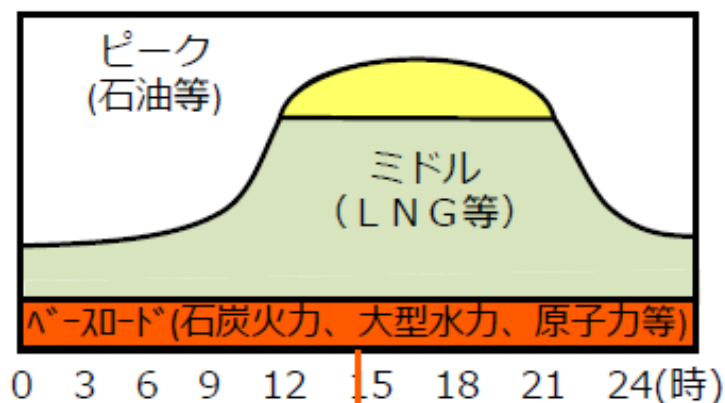
3.2 資源エネルギー庁の取り組み①：BL市場創設

ベースロード電源市場の創設趣旨

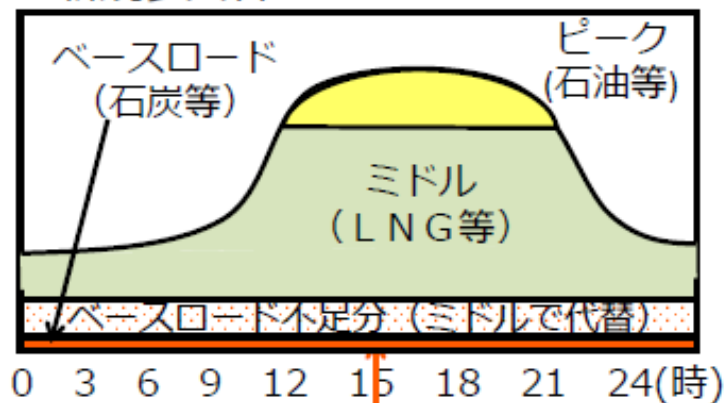
- 石炭火力や大型水力、原子力等の安価なベースロード電源については、大手電力会社が大部分を保有しており、新電力のアクセスは極めて限定的。
- その結果、新電力はベースロード需要をLNG等のミドルロード電源で対応せざるを得ず、大手電力会社と比して十分な競争力を有しない状況が生じている。
- このため、新電力も大規模なベースロード電源へアクセスすることを容易とするための新たな市場（ベースロード電源市場）を創設するとともに、同市場を適切に機能させるための実効的な仕組みを導入することで、小売競争を更に活性化する。

旧一般電気事業者と新規参入者の供給力構成の違いとベースロード電源市場（イメージ）

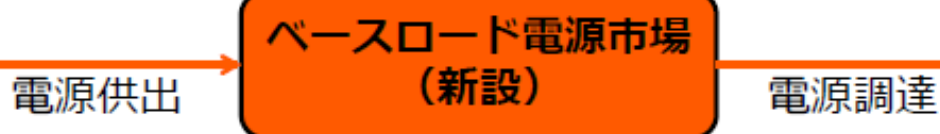
<旧一般電気事業者>



<新規参入者>

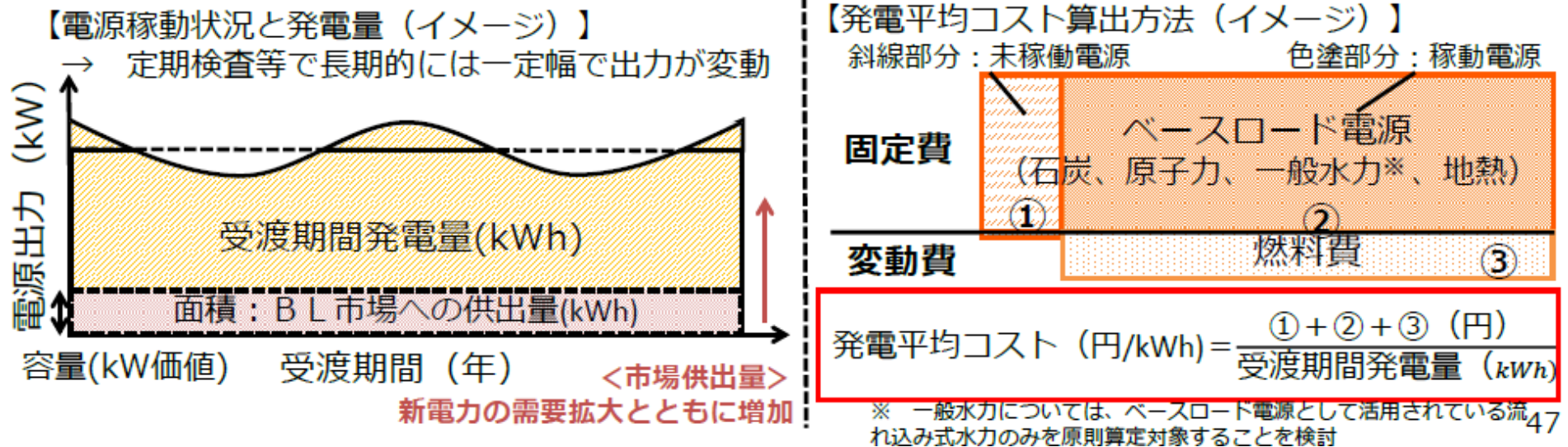


VS
更なる競争を促進



3.3 資源エネルギー庁の取り組み②：BL供出価格について

- 旧一般電気事業者等がBL市場に供出する際の供出価格については、新電力と旧一般電気事業者の小売部門とのイコールフットINGを図る観点から、グループ内の小売電気事業者に対する自己のベースロード電源の卸供給価格と比して不当に高い水準とならないよう、ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格を上限(供出上限価格)とする。
- その際に、ベース電源の発電平均コストを基礎とした価格は、具体的には、保有するすべてのベースロード電源の①受渡期間における運転計画や、②石炭等の燃料費調達費用、③設備維持費等を踏まえ、同電源を維持・運転する費用(円)を年間発電量(kWh)で割り戻して算定することとなる。



3.4 今後の対応の方向性

- 旧一般電気事業者やその出資先等が、新電力に対して、合理的な価格で卸供給を行わない状況において、スイッチングプロセスに入った顧客※に対して、調達可能価格以下の差別的な安値を提示することは、新電力の事業を困難にし、電気事業の健全な発達および需要家の利益を阻害するおそれがある。このため、このような行為を、現行電気事業法に基づき、問題となる行為に位置付ける※ことも含め、更に実態を調査しつつ、規制のあり方について検討を進めることとしてはどうか。

※注 一度、スイッチングの意思決定を行っている顧客に対して、不当な価格で「取り戻し」を行うことは、入札等に比べて、不当性がある程度高いと考える余地があると考えられる。

※注 独禁法に規定される法定不当廉売においては、可変費以下の小売供給が不当廉売として規制対象となる可能性があるが、取り戻し営業等については、可変費を下回る事例は報告されていない。

※注 このような規制を行うこととした場合には、今後、例えば、次のような論点について詳細な検討が必要となるのではないか。

・調達価格の算定方法、「取り戻し営業」の定義、規制の対象者、規制の実施方法（適正取引GLの改正に加え、細部について「運用方針」を制定するなど）

- また、入札や相見積もりなど、スイッチングプロセス以外における差別的な対価提供に関する規制の要否については、調達プロセスによって競争性が一定程度担保されていることや、現時点では新電力の事業が困難になっているという状況が明らかではないことを踏まえ、今後の競争状況を引き続きモニタリングした上で、必要に応じて、さらなる検討を行うことが適当ではないか。

(参考3) 参考

公正取引委員会 経済産業省 適正な電力取引についての指針【抜粋】

第二部 適正な電力取引についての指針

I 小売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(1) 小売供給

④ また、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気の利用者の利益の保護の観点からは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に限らず、全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令（同法第2条の17）や業務改善勧告（同法第66条の11の勧告をいう。以下同じ。）が発動される可能性がある…（後略）…。

【電気事業法に基づく記載部分】

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売供給

① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為

i 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

ii 特定の需要家に対する不要な安値設定等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から自己に契約を切り替える需要家又は他の小売電気事業者と交渉を行っている需要家に対してのみ、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給すること又はそのような料金を提示することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価、不当廉売等）。…（後略）…

【独禁法に基づく記載部分】